

平成 21 年度 第 2 回庄内町都市計画審議会議事録

日時：平成 21 年 10 月 22 日（木）10:00～12:00、13:05～14:10

場所：庄内町役場西庁舎 第 2 会議室

出席：池田委員、志田委員、中野委員、國井委員、阿部委員、佐藤委員、佐藤代理委員、小松代理委員

1 開会

<視察> 10:00～

- ・山形県施工 家根合広野地区基幹農道整備事業
- ・国交省施工 余目酒田道路 酒田(1)IC

<会議> 13:05～

2 諮問書伝達

3 町長挨拶

[概要]今日の諮問は、八幡スポーツ公園構想における土地の部分でございます。ご審議よろしくお願ひします。

皆様方からは、常に情報収集をしていただき、ご意見いただければありがたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

4 会長挨拶

[概要]議会等でも、都市計画区域等に対する意見も出ておるところでございます。この区域についても議論が多いところで

ございます。皆様方から議論頂戴したいと思います。どうもご苦勞様です。

5 審議会成立条件の報告

6 審議

議題第 1 号 余目都市計画用途地域の変更（庄内町決定）について

[説明概要]

変更内容：庄内町余目字大塚地内の第 1 種住居地域 4ha を第 2 種住居地域に変更する。

第1種住居地域全体面積 変更前 93ha→変更後 89ha。

第2種住居地域全体面積、変更前 22ha→変更後 26ha。

土地利用の基本的な考え方：用途変更するエリアは、八幡公園、総合体育館、屋内多目的運動場、以前のグラウンドゴルフ場を含んだ町有地。

説明会等における問題点および措置：9月11日に周辺住民に対し第3公民館において開催。用途地域変更に係る意見はなし。

既存不適格建築物：不適格建築物なし。

[質疑概要]

〔委員〕今回の変更は、どういうことからか？

〔事務局〕総合体育館が既存不適格であるためです。第1種では、3,000平米まで。総合体育館は約4,300平米程度あります。

〔委員〕面積以外の基準は？

〔事務局〕第2種では遊戯施設が建てられるようになります。ただし、町有地のため、立地する余地はないと考えます。

〔委員〕今後、吉田堰以北の話も出てくるが、テニスコート等であり、建物はなしのことだが？

〔事務局〕そうです。ただ、向陽台は用途が工業地域。用途を住居系に合わせるべきと考えています。

〔委員〕工業地域に住宅団地は、特に問題はなかったか？

〔事務局〕問題ないです。ただし、宿泊的施設が建てられません。将来の合宿等の需要を考え、住居系に用途変更すべきと考えます。今回はまだスポーツ公園構想が確定していないため、用途変更は見送りました。

〔委員〕工業地域だと、寄宿舍等は建てられるが？

〔事務局〕ホテル、旅館ができません。

〔委員〕旧工場跡地の境界までが工業地域だったのか？

〔事務局〕いえ、大塚地内まで。石油資源開発の集油所を含め工業となっています。

〔委員〕将来的には、石油資源は工業地域で残し、周辺は住居系に変更するということか？

〔事務局〕そうです。

〔委員〕今回、八幡公園、総合体育館は、第 2 種に変更するが、旧工場跡地を用地買収した人、住宅を建てた人は、工業地域のままとということに対して何もなかったか？

〔事務局〕説明会に、向陽台の方も来られ、将来的な話は申し上げました。特に用途で困ることはないということでした。

開発者から用途変更の要望はこれまであります。今後のスポーツ公園開発や用途変更では、説明を重ねる必要があります。

〔委員〕現在の屋内多目的運動場の南側に、葦みたいなのがある場所は、用途変更範囲に入っていないか？

〔事務局〕含んでいません。

〔委員〕ここは農振除外されているか？細い堰が官民境界か？

〔事務局〕再確認させていただきます。よろしければ、継続審議いただければと思います。

〔議長〕継続審議したいとの申し出ありましたが、いかがですか？

異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

7 その他

次回の審議会開催日程について、10月27日に開催する。

8 閉会